

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	小野 (赤崎・黒崎・小野、小野島、川内、長野、宗方)	令和4年1月11日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	748.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	500.23 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	261.06 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	103.86 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	98.92 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	246.19 ha
(備考) 小野地域の水田地帯約700haについては広い水田が多く、水稻に加え、麦、大豆等が作付されている。また、低地による排水対策として農地耕作条件改善事業に取り組んでいる。また、中心経営体への集積率も高く、66.8%である。	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内耕地面積の34.9%を70才以上の農業者が耕作を行っており、高齢化が進んでいることが伺われる。 ・現在、中心経営体が地区内の耕地面積の66.8%を耕作している。今後は、後継者未定等の農地について、中心経営体が引き受ければ、担い手はいることとなるが、そのマッチングが課題である。 ・国道57号線以北の圃場については、比較的整備が行われているものの、その他の集落では、特に狭小な農地において荒廃が進んでいる。 ・農地の排水不良により、水田の汎用化が進んでいない集落がある。 ・入り作の増加により、地域のコミュニティの崩壊が危惧される。 ・農地の集約集積が進む集落がある一方、集積後の維持管理の労力不足が問題である。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・赤崎・黒崎・小野集落については、水田の畝町直し等の小規模な基盤整備等を行うことによって作業効率を上げるとともに、土地改良区等を通じて、中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集約化を進めて行く。
<ul style="list-style-type: none"> ・小野島集落については、農作業の受委託や機械の共同利用等大型機械の導入を検討するとともに、暗渠排水整備などにより水田の汎用化を推進し、中間管理制度を活用しながら、中心経営体である集落営農組織や認定農業者へ農地を集約化する。
<ul style="list-style-type: none"> ・川内集落についても、農作業の受委託や機械の共同利用等大型機械の導入を検討するとともに、暗渠排水整備などにより水田の汎用化を推進し、中間管理制度を活用しながら、中心経営体である集落営農組織や認定農業者へ農地を集約化する。
<ul style="list-style-type: none"> ・長野集落については、水田の畝町直し等の小規模な基盤整備等を行うことによって作業効率を上げるとともに、土地改良区等を通じて、中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集約化を進めて行く。
<ul style="list-style-type: none"> ・宗方集落についても、水田の畝町直し等の小規模な基盤整備等を行うことによって作業効率を上げるとともに、土地改良区等を通じて、中間管理制度の周知を図り、中心経営体への農地の集約化を進めて行く。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

小野

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営面積 (ha)	経営作目	経営面積 (ha)	農業を営む 範囲	
計	114 人		500.11		746.30		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、3筆、2,049㎡となっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構の活用方針 小野地区を重点実施地区として土地改良区等と連携し、中間管理制度の周知を図りながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備への取組方針 大区画区画整理とともに、暗渠排水整備等の排水対策特別事業や土地改良総合整備事業により水田の汎用化を推進し、土地利用型作物の振興と施設園芸等の生産にも対応できるような水田としての利用を目指していく。 また、畝町直し等の小規模な基盤整備については、小規模土地基盤整備事業を活用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティの維持 昔ながらの地域のコミュニティを維持しつつ、新規参入者との融合を図っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策への取組方針 風水害の被害防止のため、排水対策特別事業(排水路、排水ポンプ、排水樋門の整備)などに取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
3	計	2,049		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。